

## I. 前文

### 1. 行動基準策定の目的

本行動基準を策定した目的は、現在の統計家や将来統計家となる者が、それぞれ自らの研究や業務の拠りどころとなる行動基準を考え、身につけるために、その基軸となる統計家の使命ならびに守るべき価値を提示することにある。行動基準の策定により、人々が統計家の責任と活動を理解し、統計家の業務や成果が信頼に足るものであると認知されることも目的の一つである。

### 2. 統計家の役割と責任

統計家とは、質の高いデータを収集し、適切な統計的方法を用いて不確実性の程度を明らかにした結論を導き、得られた結果を適正な解釈とともに公表し、各領域の意思決定に関与するといった一連の業務を行う専門家であり、人々の健康や安全、福利の増進や環境の保全、社会や経済の安定と発展などに貢献するものである。統計家の研究や業務は、人々の生命や生活、経済的・文化的価値に大きな影響を及ぼすものであり、社会的な責任を自覚して適切に行動することが求められる。

### 3. 行動基準の必要性

統計家は、社会的な責任を自覚し、専門職として独立性を保ち、自律的に活動することが求められる。自律的な活動を実現するためには、その拠りどころ、すなわち統計家の使命ならびに守るべき価値が必要である。

以上から、本行動基準は、統計家に遵守を求める規範ではなく、統計家が自らの基準を考えて持つための基軸を示したものである。

## II. 使命ならびに守るべき価値

### 1. 統計家の使命

統計家の使命とは、統計を用いた研究や業務を通じて、人々の健康や安全、福利の増進や環境の保全、社会や経済の安定と発展に貢献することである。

### 2. 統計家の守るべき価値

- ・ 人々の生命や尊厳、それらをとりにく環境を常に配慮して行動し、研究の対象者やデータ提供者の人格を尊重しつつ、プライバシーを適切に保護する。
- ・ 研究や業務が、特定の集団や一般市民あるいは環境などに対して不利益をもたらす可能性のある場合、慎重に対応する。
- ・ 必要な専門知識と技能を獲得し、それらの維持や向上に努める。

- ・ 意義のある研究や業務の計画を立案し、質の高いデータを収集し、適切な統計的方法を用いて客観性の高い結論を導くよう努める。
- ・ 自らの活動や成果を根拠とともに説明する。
- ・ データの収集や解析の過程ならびに成果の公表における誤解や誤用に対し適切に対応する。
- ・ 他者からの圧力や不当な影響を受けないよう、他者との適切な関係の構築に努める。
- ・ 不合理な業務ならびにデータの捏造や改ざんなどの不正行為は行わず、他者の不正行為に荷担しない。
- ・ 同僚や他者の成果に対して適切な評価や健全な批判を行い、積極的に意見交換を行う。

### III. 行動基準

#### 1. 人権の尊重

統計家は、人々の健康や生活あるいは企業の財務状況などに関わるデータを収集して分析するため、その活動自体が個人や集団の権利を侵害する可能性のあることを自覚する。研究の対象者やデータ提供者から得られた情報は、廃棄の時期や方法も含めて適正に記録・保管し、活用する。また、研究の対象者やデータ提供者から情報の利用に関する同意を取得するなど適切な方策を講じるとともに、成果を公表する際は、個人や組織が特定できる情報は開示しないよう努める。

#### 2. 法令やガイドラインの遵守

法令や、他領域において確立されたガイドラインを遵守する。ただし、統計家の使命や守るべき価値が法令や他のガイドラインと合致しないと懸念されるときには、研究や業務の関係者と協議した上で、適切な対応策について判断する。そしてその判断に至った過程と根拠について明確に説明し、必要に応じて適切な形で公表する。

#### 3. 特定の集団などの不利益の予防

研究や業務が特定の集団や一般市民、環境などに対して不利益をもたらす可能性のある場合には、対処できる人や機関などに事前に通告するなどの予防策を講じる。

#### 4. プロフェッショナリズムの自覚

質の高い成果を創出するために、専門知識と技能の維持・向上に努める。また、同僚や学生など、新たに統計家となる者が専門知識や技能を習得できるように、適切な教育や助言を与える。自らの力量の範囲内で業務を行い、自らの力量を超えた業務が社会に不利益をもたらす可能性のあることを自覚する。研究や業務において、個人の自律性が必要であることを理解し、主体的に考え、意見を表明するとともに、他者との対話を通じて、問題の解決や使命の達成に努める。

## 5. 研究や業務の適正な遂行

使命を達成するための研究や業務の計画を立案する。統計家は、妥当な結果を導くために必要な精度のデータを収集する。適切な統計的方法を適用し、結論の不確実性を含めて、成果をわかりやすく説明する。成果には、第三者が検証できるように、使用したデータの内容や用いた統計的方法を採択した理由なども含める。統計家は、成果の誤解や誤用に気づいた場合、それを正すようにする。また、新しい統計的方法などを開発した際には、積極的に内容を公開する。

## 6. 情報の管理

業務遂行のために知り得た公開されていない情報に関する秘密を守る。なお、人々の健康や安全、福利の増進や環境の保全、社会や経済の発展と安定に貢献する情報が得られ、その情報を公表した方が公共の利益に資すると当該領域の専門家を含めて判断された場合は、その情報を公表する。

## 7. 他者との公正な関係

雇用者、クライアント、同僚、他領域の専門家、政策決定者、出資者、ジャーナリストなどの他者に対して、自らの責任と役割を説明し、他者と公正な関係を築くよう努める。

## 8. 不正行為の予防

不合理な業務ならびにデータの捏造や改ざんなどの不正行為を行わず、他者や所属する組織の不正行為に荷担しない。不正行為に気づいた場合は、看過せずにそれを指摘し、不正行為が再発しない環境を整備するよう努める。

## 9. 利益相反による弊害の予防

業務に影響すると思われるさまざまな利益相反による弊害を予測し、予防策を講じることにより、利益相反、もしくはそれを疑われるとなる行為を行わない。

### 資料：行動基準策定の背景など

本行動基準は、2013年に日本計量生物学会の策定した行動基準を基に、統計関連学会連合での運用を考慮し、変更を加えて策定した。

統計関連学会連合事業委員会（行動基準）

2017年4月22日制定